

1章

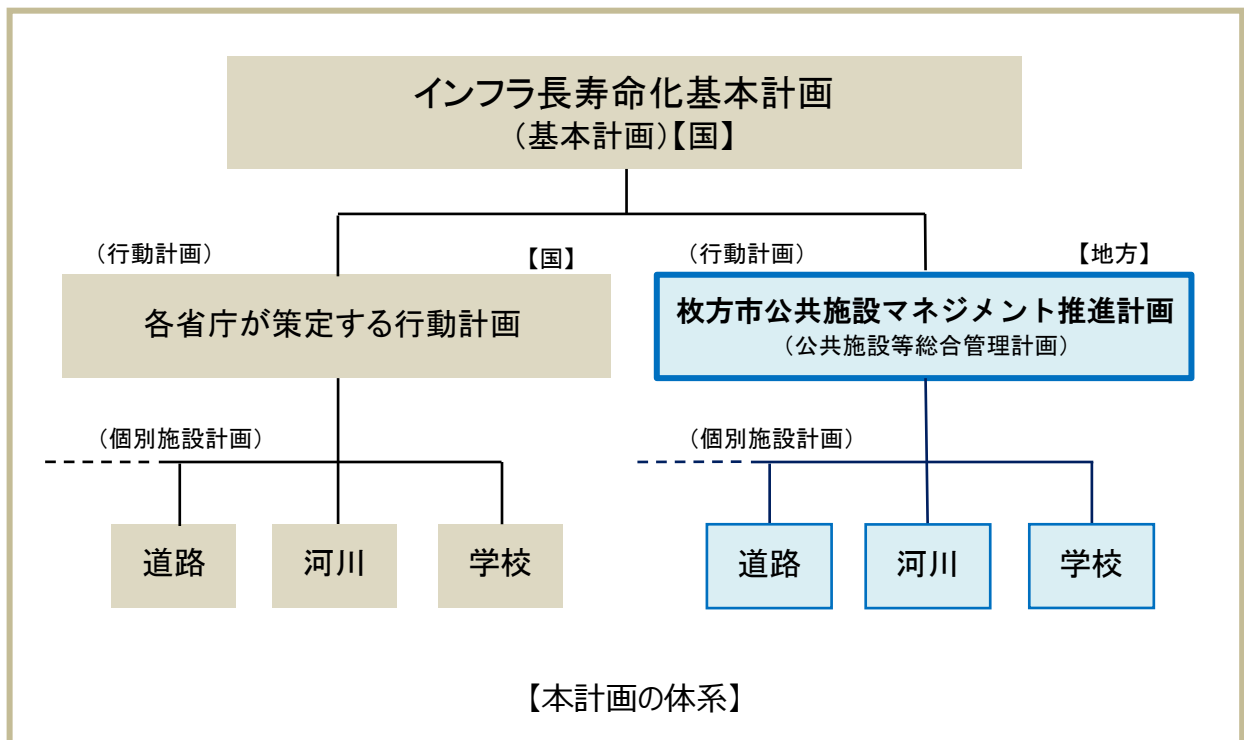
本計画の背景・位置づけ

1. 本計画の背景・位置づけ

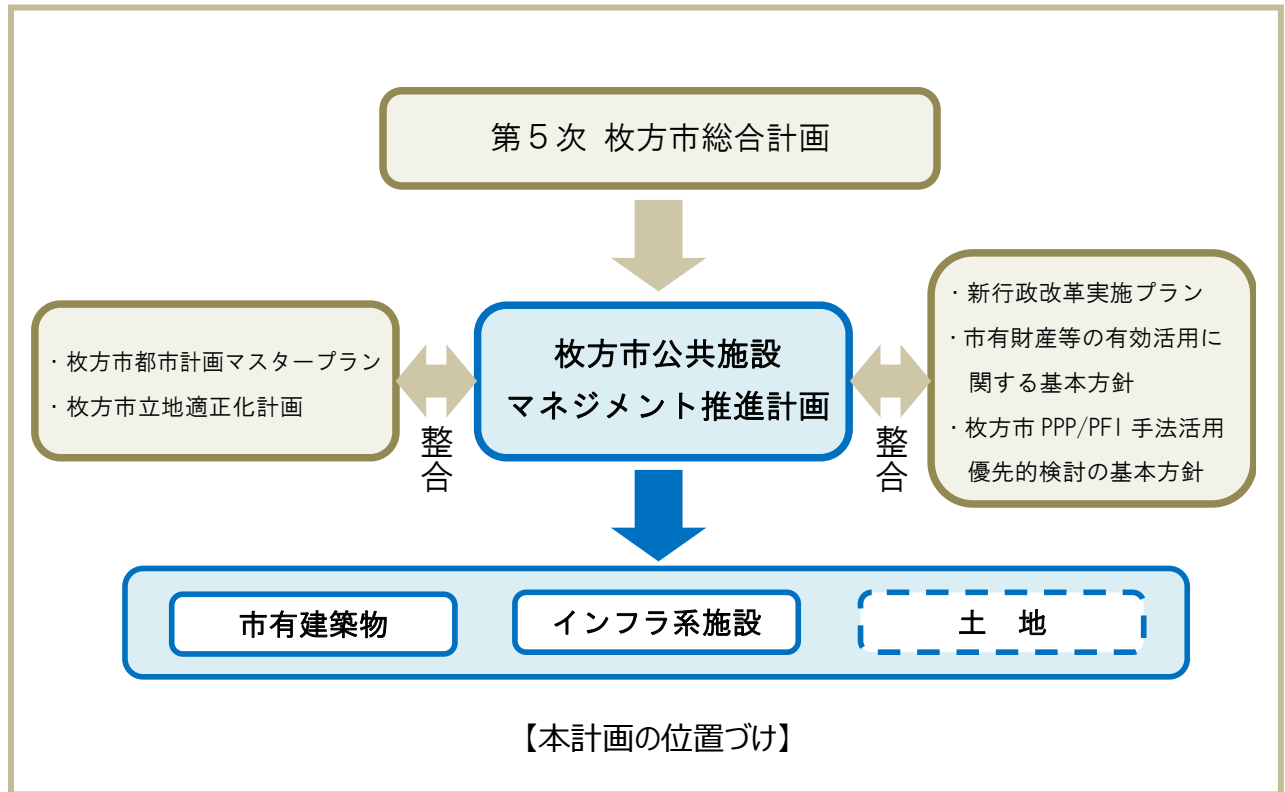
平成 25（2013）年 11 月に、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。それにより、各施設を管理・所管する者はインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、これらの計画に基づき、点検・修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施することが求められました。

また、平成 26（2014）年 4 月には、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、公共施設の現況及び将来の見通しや、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを定めた「公共施設等総合管理計画」を策定することが地方自治体に求められました。

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本市の公共施設全般にわたるマネジメントを推進する行動計画、すなわち「公共施設等総合管理計画」となるものです。



本計画は、本市公共施設全般にわたる総合的な管理に関する基本計画となるため、本市の上位計画である総合計画をはじめ、まちづくりにかかる都市計画マスタープランや立地適正化計画、市有財産等の有効活用に関する基本方針など、関連計画と整合を図りながら取り組みを進めます。



2. 本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が所有する建築物（プラント系施設*を含む。）及び道路等のインフラ系施設*とします。また、公共施設と不可分な土地についても対象範囲とします。

